

め、第三の一の四の(1)、(2)、(4)、(5)、12、15、21及び23から25まで、第三の二の三の(4)及び(8)並びに第三の三の四の12、15、17及び18を参照されたい。

五 地域密着型特定施設入居者生活介護

1 人員に関する基準

(1)～(5) (略)

(6) 基準第百十条第八項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十三条第六項の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(1)の①のトを参照されたい。

(7) (略)

2 設備に関する基準

(1)～(3) (略)

(4) 基準第百十二条第六項の「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、指定認知症対応型通所介護に係る第四十四条第一項の規定と同趣旨であるため、第三の二の二の(1)の⑤のロを参照されたい。

(5) 療養病床転換による基準緩和の経過措置

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換を行ってサテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設を開設する場合にあっては、機能訓練室は、本体施設の機能訓練室を利用すれば足りることとする。

3 運営に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意

基準第百十五条は、有料老人ホーム等において、介護保険制度の施行前に既に入居し、介護費用を一時金等により前払いで支払った場合に、介護保険の給付対象部分との調整が必要であること等から、利用者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となることとしたものである。

また、施行規則第六十五条の四第四号の規定に基づき、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、市町村（又は国民健

での規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の四の(1)、(2)、(4)、(5)、13、17、23、25、27及び28、第三の三の三の(4)及び(8)並びに第三の四の四の12、15、17及び18の①から④までを参照されたい。

六 地域密着型特定施設入居者生活介護

1 人員に関する基準

(1)～(5) (略)

(6) 基準第百十条第八項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第六十三条第六項の規定と同趣旨であるため、第三の四の二の(1)の②のチを参照されたい。

(7) (略)

2 設備に関する基準

(1)～(3) (略)

(4) 基準第百十二条第六項の「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、指定認知症対応型通所介護に係る第四十四条第一項の規定と同趣旨であるため、第三の三の二の(1)の⑤のロを参照されたい。

(5) 療養病床転換による基準緩和の経過措置

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行ってサテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設を開設する場合にあっては、機能訓練室は、本体施設の機能訓練室を利用すれば足りることとする。

3 運営に関する基準

(1)～(2) (略)

(3) 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意

基準第百十五条は、有料老人ホーム等において、介護保険制度の施行前に既に入居し、介護費用を一時金等により前払いで支払った場合に、介護保険の給付対象部分との調整が必要であること等から、利用者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となることとしたものである。

また、施行規則第六十五条の四第四号の規定に基づき、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、市町村（又は国民健

康保険団体連合会) に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出することが必要であるが、これについては別途通知するものである。

(4) (略)

(5) 利用料等の受領

① 基準第百十七条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定夜間対応型訪問介護に係る第二十一条第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(11)の①、②及び④を参照されたい。

② (略)

(6)～(12) (略)

(13) 協力医療機関等

① 基準第百二十七条第一項及び第二項は、指定認知症対応型共同生活介護に係る第百五条第一項及び第二項と同趣旨であるので、第三の四の4の(10)の①を参照されたい。

② (略)

(14) 準用

基準第百二十九条の規定により、基準第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十三條から第三十九條まで、第五十三條、第五十七條、第五十八條、第八十條及び第八十五條の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の4の(4)、(5)、(12)、(15)及び(21)から(25)まで、第三の二の3の(4)、(7)及び(8)並びに第三の三の4の(12)及び(17)を参照されたい。

六 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1 (略)

2 人員に関する基準 (基準第百三十一条)

(1)～(6) (略)

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認めている。

康保険団体連合会) に対して、法定代理受領サービスの利用について利用者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類を提出することが必要であるが、これについては別途通知するものである。

(4) (略)

(5) 利用料等の受領

① 基準第百十七条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準第三条の十九條第一項、第二項及び第四項の規定と同趣旨であるため、第三の一の4の(12)の①、②及び④を参照されたい。

② (略)

(6)～(12) (略)

(13) 協力医療機関等

① 基準第百二十七条第一項及び第二項は、指定認知症対応型共同生活介護に係る第百五条第一項及び第二項と同趣旨であるので、第三の五の4の(10)の①を参照されたい。

② (略)

(14) 準用

基準第百二十九条の規定により、基準第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三條、第五十七條、第五十八條、第八十條及び第八十五條第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第三の一の4の(4)、(5)、(13)、(17)及び(23)から(25)まで、(27)、(28)、第三の三の3の(4)、(7)及び(8)並びに第三の四の4の(12)及び(18)の①から④までを参照されたい。

七 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1 (略)

2 人員に関する基準 (基準第百三十一条)

(1)～(6) (略)

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認めている。

①～③ (略)

- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と併設する指定地域密着型介護老人福祉施設に置かないことができる人員
- ・介護支援専門員

3 設備に関する基準 (基準第百三十二条)

(1)～(3) (略)

(4) 療養病床転換による基準緩和の経過措置

療養病床転換による設備に関する基準については、以下の基準の緩和を行うこととするので留意すること。

① 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成二十四年三月三十一日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。また、当該転換を行って開設する指定地域密着型介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の場合にあつては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。(附則第十四条)

② 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。(附則第十五条)

一・二 (略)

③ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の

①～③ (略)

- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と併設する指定地域密着型介護老人福祉施設に置かないことができる人員
- ・介護支援専門員

3 設備に関する基準 (基準第百三十二条)

(1)～(3) (略)

(4) 療養病床転換による基準緩和の経過措置

療養病床転換による設備に関する基準については、以下の基準の緩和を行うこととするので留意すること。

① 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を平成三十年三月三十一日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。また、当該転換を行って開設する指定地域密着型介護老人福祉施設がサテライト型居住施設の場合にあつては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。(附則第十四条)

② 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。(附則第十五条)

一・二 (略)

③ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の

緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、一・二メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。(附則第十六条)

4 運営に関する基準

(1)～(10) (略)

(11) 健康管理

① 基準第百四十四条第一項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

② 基準第百四十四条第二項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の健康手帳の所要の記入欄に、健康診断の状況や健康管理上特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅に復帰した後に指定地域密着型介護老人福祉施設での入所者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらいとしているものである。

(12)～(21) (略)

(22) 準用

基準第百五十七条の規定により、基準第九条、第十条、第十二条、第十三条、第二十二條、第二十七條、第三十三條、第三十五条、第三十七條、第三十九條、第五十三條、第五十七條及び第八十五条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第三の一の四の(1)、(2)、(4)、(5)、(12)、(23)及び(25)並びに第三の二の三の(4)、(7)並びに第三の三の四の(17)を参照されたい。

5 (略)

緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、一・二メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。(附則第十六条)

4 運営に関する基準

(1)～(10) (略)

(11) 健康管理

基準第百四十四条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

(12)～(21) (略)

(22) 準用

基準第百五十七条の規定により、基準第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第五十三條、第五十七條及び第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設に準用されるものであるため、第三の一の四の(1)、(2)、(4)、(5)、(13)、(17)、(25)及び(28)並びに第三の三の三の(4)、(7)並びに第三の四の四の(18)の①から④までを参照されたい。

5 (略)

八 複合型サービス